

## 乗合バスのバリアフリー化について

【バリアフリー化の目標】～移動円滑化の促進に関する基本方針(平成12年11月15日告示)～

「バス車両(現時点においては、総車両数約6万台)に関し、原則として、10年から15年で低床化された車両に代替する。また、ノンステップバスについては、向こう3年間から5年間を目途に標準化を図ること等の措置を講ずることにより、新規導入車両に占める割合を逐次高めることとし、これによって平成22年までに、バス総車両数の20パーセントから25パーセントをノンステップバスとする。」

## ノンステップバス等の車両数の推移

(平成16年3月末現在)

(単位:台)

平成 年度末	うち ノンステップバス			低床バス			リフト付バス			乗合バス 総車両数
	車両数	総車両数比	指数	車両数	総車両数比	指数	車両数	総車両数比	指数	
4	—	—	—	62	0.1%	—	56	0.1%	—	63,857
5	—	—	—	71	0.1%	—	95	0.2%	—	63,263
6	—	—	—	150	0.2%	—	141	0.2%	—	62,568
7	—	—	—	231	0.4%	—	171	0.3%	—	61,861
8	19	0.0%	—	461	0.8%	—	235	0.4%	—	61,171
9	145	0.2%	—	840	1.4%	—	260	0.4%	—	60,354
10	433	0.7%	—	1,395	2.3%	—	278	0.5%	—	59,426
11	840	1.4%	—	2,115	3.6%	—	290	0.5%	—	58,689
12	1,289	2.2%	100.0	2,877	4.9%	100.0	326	0.6%	100.0	58,348
13	2,294	3.9%	178.0	5,105	8.8%	177.4	407	0.7%	124.8	58,273
14	3,835	6.5%	297.5	8,095	13.8%	281.4	488	0.8%	149.7	58,801
15	5,432	9.3%	421.4	10,492	18.0%	364.7	564	1.0%	173.0	58,404

(注1) 「低床バス」は、床面の地上面からの高さは65cm以下であって、スロープ板及び車いすスペースを1以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅は80cm以上であることなど交通バリアフリー法の移動円滑化基準に適合するバスをいう。

(注2) 「ノンステップバス」は床面の地上面からの高さが概ね30cm以下であって、交通バリアフリー法の移動円滑化基準に適合するバスをいう。

(注3) 「リフト付バス」は、中扉に設けられたリフトを使って、主に車いす使用者の乗降を円滑に行うことができるバスをいう。

(注4) 指数は、交通バリアフリー法が制定された平成12年度を100とする。

(注5) 低床バス及びノンステップバスについては、交通バリアフリー法の移動円滑化基準の適合車両のみ掲載した。

(注6) 平成15年度の乗合バス総車両数は速報値であり、確定は平成17年1月になる。

# ノンステップバス等の車両数の推移

台

